

第四次草加市総合振興計画

基本構想・基本計画

(素案)

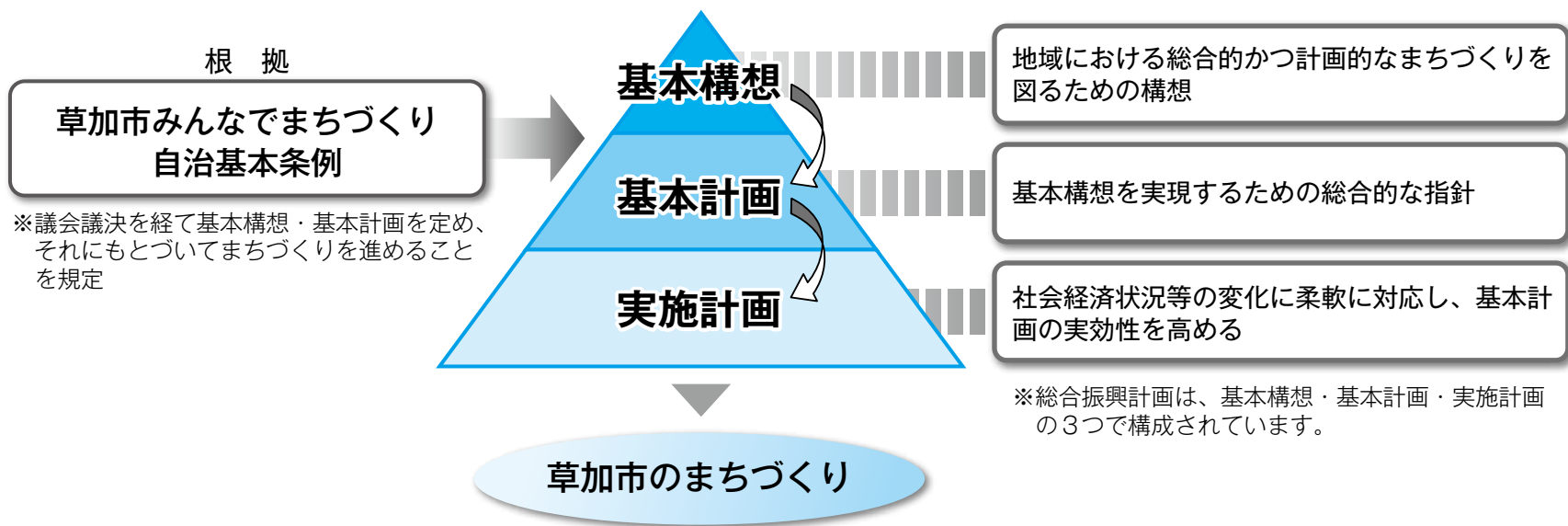
みなさんのご意見をお聞かせください。

草加市のまちづくりを進める上での基本となる計画である「第四次草加市総合振興計画基本構想・基本計画」の素案を作成しました。素案はホームページに掲載し、市役所本庁舎の総合政策課及び情報コーナーで閲覧できます。また、前記の場所及び公共施設で概要版を配布します。5月20日(水)～6月18日(木)に、3・4面の用紙、もしくはFAX、Eメールでご意見をお寄せください。

●お問い合わせ 総合政策部総合政策課 ☎922-0749 ☎922-3406 ✉sogoseisaku@city.soka.saitama.jp

1 草加市総合振興計画とは

- 総合振興計画は、平成16年施行の「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」にもとづいてつくられる、草加市のまちづくりを進める上での基本となる計画です。
- 総合振興計画では、本市の将来像を示し、その実現のための考え方や具体的取組を総合的・網羅的に示しています。
- 草加市ではこれまで、第一次から第三次まで3つの総合振興計画にもとづいたまちづくりを進めてきています。
- 第四次総合振興計画は、第三次総合振興計画を引き継ぎながら、市民と行政とが共有できる、パートナーシップによるまちづくりを進めるための計画としてつくられています。



2 第四次総合振興計画の特徴

特徴1 市民と行政との協働によるまちづくりの指針としての位置付け

- 「みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を踏まえ、パートナーシップによるまちづくりのための基本的な指針として位置付けています。

特徴2 都市計画マスタープランと連携して作成

- 土地利用や道路・公園など、ハード面でのまちづくりの中心となる都市計画マスタープランと連携して計画をつくり、そのもとに個別の計画を位置付けることで、ハードとソフトの両輪の足並みがそろった計画としています。
- ※都市計画マスタープランも現在改訂を行っています。

特徴3 基本計画の計画期間を市長の任期と同じ4年間に

- 市民から選ばれた行政のトップである市長の意向を機動的にまちづくりに反映できるよう、基本計画の期間を市長任期である4年に合わせています。

特徴4 基本構想の計画期間を15年から20年に延長

- 20年後に人口構造などが大きく変わると推計されることから、その準備のための計画と位置付け、基本構想の計画期間を15年から20年に延長しています。

3 新たな計画の前提となる条件

本計画の前提条件となる将来の社会、環境、経済の主な状況を以下のようにとらえ、「持続可能性」の追求と「安心」の向上の2点をキーワードとしてこれらの状況に対応できる計画とすることをめざしています。

1) 社会

- ①人口減少と人口構成の急速な変化
- ②高齢者単身世帯の増加

2) 環境

- ①地球温暖化への対応
- ②大規模地震への備え

3) 経済

- ①持続可能な財政の確立
- ②公共施設の維持・管理・再整備などに係る費用の増加

「持続可能性」の追求

「安心」の向上

4

まちづくりの取組姿勢と基本姿勢

(1)まちづくりの取組姿勢

●パートナーシップによるまちづくり

「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」にもとづく市民参画をさらに推進し、民間事業者や大学とも連携した、市民主体によるまちづくりの領域の拡大をめざします。

①人づくり②場づくり③情報④コミュニティ⑤多様性の確保と創出⑥既存資源の利活用⑦「安心」の向上⑧「元気」の向上を重視した協働の姿勢で取り組みます。

(2)まちづくりの基本姿勢

- 平成25年に策定した「草加市地域経営指針」では、市民、市議会、市のパートナーシップによる「地域の豊かさ」の創出をめざしています。
- 「地域の豊かさ」とは、これまでの総合振興計画における「快適都市」という将来目標を別の言葉で言い表したものとみえることから、第四次総合振興計画基本構想でもまちづくりを進める上での基本姿勢として位置付けます。

(1)「地域の豊かさ」を最優先に考える

暮らしたい、訪れたいと思われる魅力あるまちづくりに向け、まちの活力を保ち、さらに高めていくために、「地域の豊かさ」を最優先に考え、まちの魅力や付加価値を高める取組を推進していきます。

(2)つよいまちをつくる

防犯、防災、環境負荷の低減などの環境面、健康・社会保障、子育て、文化などの社会面、観光、産業、雇用などの経済面の3つの側面につよい、バランスの取れた「持続可能なまち」をめざします。

(3)「資源」を有効に活用する

公的施設や多種多様な人材、自然、歴史、文化など、本市にある「資源」を有効に活用することに加え、新たな「資源」を見だし、複数の「資源」を融合することで、新しい「力」や「価値」の創造をめざします。

5

草加市の将来像

(1)将来都市像

快適都市 ～地域の豊かさの創出～

- 第三次総合振興計画までの将来都市像である「快適都市」は、都市がめざす究極の目標といえ、今後も追求すべき目標であるため、第四次基本構想でも引き続き「快適都市」を将来都市像として掲げます。
- 「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。
- 「快適都市」は、次の4つの基本的要素から成り立っています。

快適な環境	かけがえのない地球環境の保全と、本市で心地よく暮らせる環境づくり
安全と安心	まちづくりの原点である安全と安心をもう一度しっかりと見直し、まちの安全性を高める
活気の創出	草加市民はもとより、市外からも多くの人々が訪れる活力あるまちづくり
地域の共生	地域コミュニティの醸成と市民、事業者、大学などとのパートナーシップによるまちづくりを推進し、個人として尊重されながらいきいきと暮らせるまちへ

(2)将来人口の想定

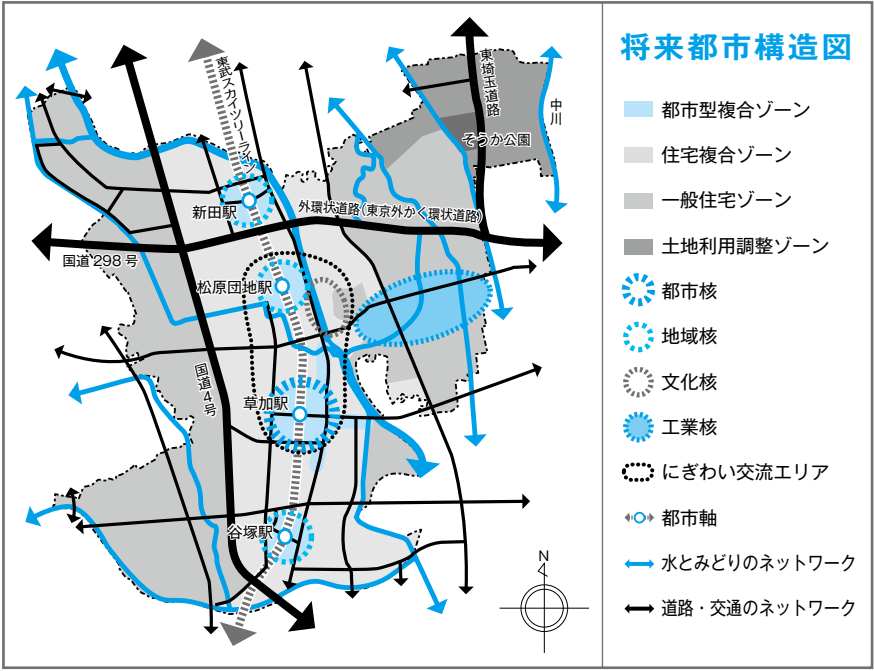
平成47年(西暦2035年)の人口＝約23万人

一定の人口減少と人口構成の急速な変化に柔軟に対応し、地域の豊かさが実感できる、快適都市の実現をめざします。

地域の活力を維持していくためには、人口規模を維持することが重要であることから、人口減少をできるだけ少なくするための取組を積極的に進めます。

(3)将来都市構造

- 「快適都市」を実現するための都市構造を以下のように設定します。
- これまでの4つの駅を核としたまちづくりを継承しつつ、高齢社会に対応した身近な生活サービスを地域で受けられる拠点づくりを進めます。
- 草加駅・松原団地駅周辺と、草加市文化会館、綾瀬川左岸広場及び草加松原周辺の文化核、大学などを含む一帯をにぎわい交流エリアと位置付け、文化・にぎわいの交流の推進に取り組みます。



6

重点テーマ

第四次総合振興計画の基本構想では、平成28年度からの20年間ににおいて、人口減少や高齢化、地球温暖化の進行や大規模災害のリスクの高まり、財政制約の強まりといった点を今後の重要な前提としてとらえ、これからの「快適都市」の実現に当たっては、持続可能性と安心の向上が重視されるとしています。

そのためには、地域が抱えるリスクへの対応を計画的に進めること、まちの活力を維持していくため、住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちの「ブランド力(りょく)」を向上させること、そして、さまざまな取組を進めていく上での基盤となる「コミュニティ力(りょく)」を強化

することが重要です。

これらを重点テーマとして位置付け、これらに対して特に効果が高い取組、先導的な役割を果たす取組で、次項に掲げる第一期基本計画期間内(平成28～31年度)に取り組めるものを優先的に実施することで、厳しい社会状況の中でも効果的・効率的に将来都市像を実現することをめざします。

また、公共サービスの質を効率的に高めていくために、それぞれの取組の波及効果にも着目しながら、行政の各部署やさまざまな地域の主体が連携・協働しつつ関わっていくことが必要になります。

テーマ1 持続可能性の向上

- まちの安全性を高める防災の取組、医療費の抑制にもつながる世代を超えた健康づくり、総合的な管理計画に基づく公共施設の維持・更新など

テーマ2 ブランド力の向上

- 歴史・文化をいかした取組や創業支援等を通じた魅力向上・地域活性化、子どもを育てたい・教育を受けたいと思われる環境の整備など

テーマ3 コミュニティ力の向上

- 町会・自治会等による魅力ある地域づくりの取組への支援、地域の憩いの場づくり、地域活動について気軽に相談できる体制の整備、地域における支え合い活動の担い手となる団体等への支援など

7

第一期基本計画の体系

基本計画では、「快適都市」の基本的要素である「快適な環境」「安全と安心」「活気の創出」「地域の共生」と、行政のあり方を示す「地域経営を進める市役所」を中目標とし、さらに「小目標」と「施策」で、その内容を具体的に示しています。

(1) 快適な環境～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる

小 目 標	施 策	施 策 の 意 図
1) 水とみどりのまちづくり	1 水環境の保全	市民にとって身近な河川を保全する。
	2 みどりの保全と創出	快適な生活環境を形成するため、みどりとオープンスペースの保全・整備及び緑化を進める。
2) 環境との共生	3 環境を守り育てる	身近な自然の保全と環境負荷の低減を図る。

(2) 安全と安心～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

小 目 標	施 策	施 策 の 意 図
1) 良好なまちづくり	4 良好なまちづくりの推進	良好な市街地の形成を図る。
2) 安全で円滑な交通	5 交通利用環境の改善促進	市民の交通の利便性を確保する。
	6 安全で快適な道路の整備	道路の機能を確保する。
3) 安全性の高いまちづくり	7 総合的な治水対策の推進	水害から市民を守る。
	8 交通安全対策の推進	安全な交通環境の確保を図り、交通事故から市民を守る。
	9 危機管理体制の強化	災害に強いまちづくりを推進する。
	10 防犯対策の推進	市民の防犯意識を高め、犯罪を減少させる。
	11 安全で安定した水の供給	市民の求める安全で良質な水の安定供給を図る。
	12 安定した污水处理の推進	良好な生活環境を守るため、污水处理を安定的に行う。

(3) 活気の創出～にぎわいのあるまちをつくる

小 目 標	施 策	施 策 の 意 図
1) にぎわいの創出とものづくりの発信	13 地域とともに栄える産業の振興	市内産業の活性化を図る。
	14 おもてなしの心が息づく観光の振興	観光地としての魅力の向上を図る。
2) 心地よい風景づくり	15 心地よいまちづくりの推進	美しい景観を創出するとともにだれもが安全に不自由なく利用できる施設を整備する。



- ①切り取り線にそって切り取り、
- ②2つ折りにして、
- ③裏面のふちをのりづけし、
- ④切手を貼らずに、そのままポストへご投函ください。



※裏面もご覧ください。

郵便はがき

料金受取人払郵便

草加局承認

5531

差出有効期間
平成27年6月19日まで
[切手を貼らずに]ご投函ください

(受取人)
草加市高砂一丁目1番1号
草加市役所 総合政策課 行

〒340-8790

外側に折ってください

切り取り線

(4)地域の共生～ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

小 目 標	施 策	施 策 の 意 図
1) 活力と生きがいのある高齢社会	16 総合的な高年者施策の推進	高年者の自立と社会参加を図る。
2) みんなで取り組む子育て	17 児童福祉の推進	子育て環境を整備し、子どもたちの健全な育成を図る。
	18 生きる力を育てる学校教育の推進	全員がひとしく教育を受けられるようにし、人間として調和のとれた子どもを育成する。
	19 子ども・青少年育成の充実	ふるさと意識のもてる子ども・青少年を育成する。
3) とともに暮らす地域づくり	20 市民自治の推進	市民が自主的主体的にまちづくりを進める。
	21 地域福祉の推進	全ての市民が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる環境をつくる。
	22 勤労者・雇用対策の推進	勤労者福祉の増進及び就労の安定を図る。
	23 障がい者福祉の推進	障がい者が安心して生活ができるようにする。
	24 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	生活保護世帯・生活困窮者を社会的に自立させる。
	25 国際交流・地域間交流の推進	様々な交流を通して相互の文化を理解する。
	26 人権の尊重	人権尊重の精神を養う。
4) 草加らしい豊かな暮らし	27 「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか」の推進	市民が自発的意志にもとづいて、自己に適した手法・方法を選び、生涯を通じて主体的に学習をするライフスタイルの形成を図る。
	28 草加らしい文化の創造	草加らしい文化を創造する。
	29 スポーツの推進	だれもが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに取り組める環境をつくる。
	30 消費者の自立と支援	消費者としての権利の尊重とその自立を進める。
	31 心と体の健康づくり	運動、栄養管理、疾病の予防、早期発見などを通して、市民の心と体の健康づくりを促進する。
	32 医療環境の充実	安全で安心な医療環境の実現をめざす。

(5)地域経営を進める市役所

小 目 標	施 策	施 策 の 意 図
1) 市民とともに考え行動する職員	33 市民とともに考え行動する職員の育成	プロ意識を持った、市民とともに考え行動する職員を育成する。
2) 「地域の豊かさ」を創出するための組織	34 市民参画制度の推進	市民に開かれた市役所を確立する。
	35 社会ニーズへの的確な対応	市民の利便性の向上を図る。
	36 市役所の情報化の推進	市役所の情報化を進め、市民の利便性向上と内部事務の効率化を図る。
3) 情報公開から情報共有へ	37 市政の透明性・公平性の充実	市政の透明性・公平性を高める。
4) 経営手法の導入	38 計画的で効果的な行政の推進	財政フレームにもとづき、中長期的な視点から効果的な行政を推進する。
	39 質の高い広域連携の推進	市民に質の高いサービスを効果的に提供する。

のりしろ

切り取り線

のりしろ

切り取り線

切り取り線

◆◆以下の項目に記入してください◆◆

お名前

郵便番号

ご住所

電話番号

ご協力ありがとうございました。

出し方のご注意

①切り取り線にそって切り取り、

②2つ折りにして、

③裏面のふちをのりづけし、

④切手を貼らずに、そのままポストへご投函ください。

(受取人)

草加市役所

総合政策課

※裏面もご覧ください。